

財産の譲与について

財産を次のように譲与する。

熊本市長 幸 山 政 史

第1 譲与する財産

1 熊本市立明生園

- (1) 財産 建物 8棟 6,051.23平方メートル
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造2階建て 外
- (3) 所在地 熊本市西区花園7丁目19番1号

2 熊本市立明飽苑

- (1) 財産 建物 2棟 2,383.82平方メートル
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造1階建て
- (3) 所在地 熊本市西区城山薬師2丁目10番10号

3 熊本市長寿の里デイサービスセンター

- (1) 財産 建物 7棟 1,750.33平方メートル
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造1階建て 外
- (3) 所在地 熊本市西区城山薬師2丁目10番10号

4 熊本市秋津デイサービスセンター

- (1) 財産 建物 1棟 652.99平方メートル
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造1階建て
- (3) 所在地 熊本市東区秋津3丁目17番17号

5 熊本市西里デイサービスセンター

- (1) 財産 建物 1棟 469.51平方メートル
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造1階建て
- (3) 所在地 熊本市北区徳王町870番地

6 熊本市中央在宅福祉センター

- (1) 財産 建物 2棟 1,031.90平方メートル
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造1階建て 外
- (3) 所在地 熊本市中央区壺川2丁目3番85号

7 熊本市はなぞの学苑

- (1) 財産 建物 7棟 1,021.79平方メートル
- (2) 構造 鉄骨造2階建て 外
- (3) 所在地 熊本市西区花園7丁目12番15号

8 熊本市平成学園

- (1) 財産 建物 8棟 2,188.93平方メートル
- (2) 構造 鉄筋コンクリート造3階建て 外
- (3) 所在地 熊本市西区小島9丁目14番33号

第2 譲与の相手方 熊本市南区平成1丁目16番18号
社会福祉法人 熊本市社会福祉事業団
理事長 宗村 収

(提出理由)

明生園外7施設の譲与について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

区分	ページ	訂正箇所及び正誤	
第一回定例会 議案	109	訂正箇所	4行目
		誤	土地所有権確認
		正	土地所有権確認等
	109	訂正箇所	2訴えの趣旨中
		誤	確認
		正	確認等
	109	訂正箇所	3訴えの概要の第3段落中
		誤	所有権確認
		正	所有権確認等
	110	訂正箇所	提出理由中
		誤	所有権確認
		正	所有権確認等
	131	訂正箇所	第1の1の(1)中
		誤	6,051.23平方メートル
		正	6,066.76平方メートル